

尾道市因島アメニティプール
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年10月

尾 道 市

尾道市因島アメニティプール指定管理者募集要項

平成15年6月に地方自治法が改正され、これまで地方公共団体か公共団体が出資する団体などに限られていた公の施設の管理運営を法人や団体が指定管理者として管理代行することができるようになりました。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

尾道市因島アメニティプールについても、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和8年度に現在の指定管理者による指定管理期間が満了するに当たり、令和9年度から5年間の指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

尾道市因島アメニティプール

(2) 所在地

尾道市因島大浜町57番地

(3) 設置目的

高い親水性を活かした市民及び来訪者のレクリエーション施設として設置

(4) 施設概要

別紙1のとおり

2 指定期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで

3 指定管理者に代行させる業務等の範囲

因島アメニティプール設置及び管理条例（平成17年尾道市条例第250号。以下「設置管理条例」という。）第5条に規定する業務（詳細は、別添「尾道市因島アメニティプール指定管理者仕様書」のとおり）

4 管理の基準

(1) 開場期間

設置管理条例第7条に規定するとおり。ただし、水軍まつりを開催する場合、8月最終土日の前の火曜日までとする。（例えば、令和8年は8月30日が日曜日なので8月25日までが営業日）

(2) 利用時間

設置管理条例第8条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上及び利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、開園時間を変更（尾道市長の承認は必要）することができる。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、設置管理条例その他関係法令等を遵守すること。

5 指定管理料

(1) 指定管理業務に係る費用は、指定管理期間を通して金15,000千円以内(消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。)とし、会計年度ごとに協定で定める額を支払うものとする。

(2) 具体的な指定管理料の支払方法については、別紙「協定書(案)」に定めるとおりとする。

6 利用料金制

指定管理者は、利用料金及びアメニティプール附属設備利用料金を設置管理条例に定める範囲で自らの責任において決定（尾道市長の承認は必要）し、自らの収入とするものとする。

7 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に尾道市因島アメニティプールを管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する団体等

(2) 尾道市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等

(3) 尾道市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない団体等

(4) 税（国税、広島県税又は尾道市税）を滞納している団体等

(5) 団体等の代表者が、税を滞納している団体等

(6) 手形若しくは銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等

- (7) 差押え、仮差押え又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行つた場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生又は民事再生の手續について申立てがなされ、この手續が終了していない団体等
- (10) 因島アメニティプールの管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
- (11) 因島アメニティプールの管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
- (12) 因島アメニティプールの管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等
 - ア 尾道市因島アメニティプール指定管理者選定委員会の委員
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条（平成3年法律第77条）に定義する者）

8 契約保証金

尾道市は、指定管理者（候補者）から契約保証金を徴する。

- (1) 契約保証金額 指定管理料の4か月分に相当する額以上
- (2) 納付期限 当該指定議案の議決日の前日まで
- (3) 減免 銀行保証、履行保証保険等の確実な担保が尾道市に提出されたときは、これを免除する。指定管理の実績の有無によって減免になることはないので注意すること。

9 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、次のとおり。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 募集要項の配布期間 | 10月 2日（金）～10月23日（金） |
| (2) 公募説明会（現地）の開催 | 10月28日（水） |
| (3) 公募参加表明書提出期限 | 11月 9日（月） |
| (4) 質問書提出期限 | 11月 9日（月） |
| (5) 質問に対する回答日 | 11月13日（金）までに随時 |
| (6) 申請書・提案書の受付期間 | 11月16日（月）～11月30日（月） |

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (7) 選定委員会による面接等 | 1 2 月上旬 |
| (8) 優秀提案者の発表 | 1 2 月下旬 |
| (9) 優先交渉権者と業務の詳細について協議 | 1 2 月下旬 |
| (10) 優先交渉権者と仮協定の締結 | 1 月上旬 |
| (11) 指定管理者の指定 | 令和 9 年 2 月定例市議会議決後 |

1 0 募集要項等の配布

(1) 配布方法

開庁日の 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までの間、因島総合支所しまおこし課窓口にて配布する。直接来所することが難しい場合は、郵送請求すること（返信用封筒（角 2 型、切手 3 2 0 円）を同封すること。）。なお、郵送請求の場合は、配達記録又は書留等によること（1 3 - (1)において同じ。）とし、1 0 月 2 1 日（水）の消印までを有効とするので、注意すること。

(2) 配布場所

〒 7 2 2 - 2 3 9 2

広島県尾道市因島土生町 7 番地 4 尾道市因島総合支所しまおこし課

(4) 配布資料

ア 募集要項

イ 尾道市因島アメニティプール指定管理者仕様書

ウ 協定書（案）

エ 指定申請書 （様式 1）

オ 事業計画書 （様式 2）

カ 収支計画書 （様式 3）

キ 公募参加表明書兼誓約書 （様式 4）

ク 暴力団排除に関する誓約書

ケ 参考資料（過去 4 年の利用料金等収入、管理経費、入場者数）

コ 設置管理条例、同条例施行規則、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則

1 1 公募説明会（現場説明会）

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を開催する。

なお、公募説明会への出席は、必須とする。

- | | | |
|---------|-----------------------|-------------------|
| (1) 日 時 | 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水） | 午前 1 0 時～（1 時間程度） |
| (2) 場 所 | 因島アメニティプール | 2 階 事務室 |

- (3) その他 参加人数は、1団体2名までとする。

1 2 質 問

- (1) 提出期限 令和8年11月9日（月）
- (2) 提出書式 自由
- (3) 提出方法 窓口へ持参又は電子メールにより行うこと。口頭による質疑は受け付けない。
- (4) その他 回答は、参加表明者全員に、質問の内容及びその回答を随時文書又はFAXにより送付する。
- (5) 募集要項等に対する質問は、参加表明を行った者のみが提出できる。

1 3 提出書類等

(1) 公募参加表明

提出期限：令和8年11月9日（月）

提出書類：公募参加表明書兼誓約書（様式4）

提出方法：開庁日の8時30分から17時15分までの間、因島総合支所しまおこし課へ持参又は郵送（郵送の場合は、令和8年11月8日（日）までの消印を有効とする。）

(2) 提案書

提出期限：令和8年11月30日（月）

提出方法：開庁日の8時30分から17時15分までの間、因島総合支所しまおこし課へ持参すること。郵送は認めない。

注意事項：登記事項証明書、納税証明書等は、令和8年4月1日以降に発行されたものに限る。また、貸借対照表、収支決算書、事業報告書等は提出日現在の最新事業年度分とすること。なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、受理しない。

提出書類：次のとおり。

ア 指定申請書 (様式1)

イ 事業計画書 (様式2)

ウ 収支計画書 (様式3)

エ 団体概要書

オ 登記簿謄本、定款、寄附行為、団体規則その他これらに類する書類

カ 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は、法人税と消費税）・広島県民税・尾道市民税）

キ 申請書を提出する日から直近1年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）及び事業報告書又は申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書

ク 同種又は類似施設の管理運営実績が分かる書類（実績がある場合のみ）

（ア） 同種又は類似施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

（イ） 同種又は類似施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

（ウ） 同種又は類似施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

ケ 暴力団排除に関する誓約書

コ その他必要な書類

提出部数：提案書は、原本を1部及びコピーを7部の合計8部提出すること。

1.4 選考方法

提出書類の審査及び書類審査を通過した者を対象とした面接（プレゼンテーションを含む。）により、選定委員会において選考し、優秀提案者を決定する。4位以下については、順位を付けない。

1.5 指定管理者選定基準

次の項目について、施設の効用を最も効率的かつ効果的に発揮させる提案を行った団体等を選定する。

- (1) 施設管理の計画内容
- (2) 管理運営に必要な人員配置計画
- (3) 年間事業計画に関する理念及び基本方針
- (4) 施設の運営方針、設置管理条例に規定する事業の計画及び企画書の提案内容（利用者確保の具体的方策及び事業企画内容）
- (5) 地域の活性化、地場産品の利用及び地域の雇用の拡大
- (6) 施設管理及び事業運営経費の収支計画
- (7) 申請団体の経営状況及び事業実績
- (8) 安全管理への方策
- (9) 公共性の担保並びに住民、地域団体、企業及び地方公共団体との連携や協働による事業展開
- (10) 専門性、熱意及び意欲

1.6 選定結果のお知らせ

提案者全員に対して、選定結果に選定理由を付して、令和8年12月下旬に文書にて通知する。

1.7 その他注意事項

(1) 共同企業体による提案

共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。また、尾道市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。

(2) 選定委員又は関係市職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者及び提案者は、選定委員又は関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(3) 重複提案等の禁止

一つの団体等が複数の提案をすることはできない。また、一つの団体等が、複数の共同企業体に加わることもできないこととする。

(4) 提案に関する費用負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、尾道市は、優先交渉権者の選定結果の公表、指定手続等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとする。

(6) 提案書の取扱い

尾道市が受理した提案書は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 提案書の変更

一旦尾道市が受理した提案書については、明らかな間違い及び軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

(8) 参加辞退

参加表明者が提案を辞退するときは、必ず窓口に辞退届を提出のこと。

(9) 提案辞退

提案者が辞退することは、理由のいかんに関わらず認めない。万一、提案者が辞退した場合、提出者は、尾道市が被った損害について、賠償しなければならない。

(10) 2段階選別

参加表明者が6団体を超えた場合には、2段階選抜とすることがある。2段階選抜とした場合、日程・提案書式等を変更し、参加表明者全員に別途通知する。

1 8 問 い 合 わ せ 先

〒 7 2 2 - 2 3 9 2 尾 道 市 因 島 土 生 町 7 番 地 4

尾 道 市 因 島 総 合 支 所 し ま お こ し 課 担 当 : 畑 中

電 話 0 8 4 5 - 2 6 - 6 2 1 2 FAX 0 8 4 5 - 2 2 - 2 2 0 3

e-mail insm.okoshi@city.onomichi.hiroshima.jp

用語集

- 1 契約保証金：民法第420条に規定する賠償額の予定、違約金のこと。
- 2 仮協定書：尾道市と指定管理者との間で締結する協定書で、市議会の議決を得ていない間のもの（仮契約書に相当し、市議会の議決を経て、正式な協定書となる。）
- 3 銀行保証：金融機関が発行する、連帯保証書のこと。
- 4 履行保証保険：損害保険会社が取扱う保険のこと。
- 5 応募予定者：募集要項等の配布資料を受理した者
- 6 参加表明者：公募参加表明書を提出した者。提案書を提出する権利及び公募に関する質問を行う権利を取得する。また、応募を取りやめた場合には、辞退届の提出義務を負う。
- 7 提案者：期限までに、提案書を提出した者
- 8 優秀提案者：選定委員会によって選ばれた、優先交渉権者、第2位及び第3位の交渉権者の総称のこと。
- 9 優先交渉権者：選定委員会によって、最も優れた提案を行ったとされた提案者のこと。
- 10 関係市職員：窓口に在籍する職員（臨時、嘱託等を含む。）、その他当該公募に関係する職員

別紙1

尾道市因島アメニティプール施設概要

主要施設及び設備

No.	施設等	構造等	添付資料等
1	施設位置		図1 位置図
2	施設配置		図2 見取図
3	アメニティプール 規模 敷地面積 3,820㎡ プール面積 799㎡	構造 FRP（強化プラスチック）・インターロッキング 施設内容 アクティブプール、ウォータースライダー（2基）、スパゾーン、レインドロップ、ランプスライダー、遊INGゾーン、キディプール、水遊びプール、ランディングプール	図3 プール平面図
4	プール管理棟 規模 敷地面積 1,071㎡ 延床面積 806.05㎡	構造 鉄筋コンクリート造2階建 施設内容 1階 男女更衣室・シャワー室等 2階 事務室等	図4 管理棟1階平面図 図5 管理棟2階平面図
5	フードショップ 規模 建築面積 48㎡	構造 木造平屋建	図6 フードショップ平面図
6	付帯設備 駐車場 規模 敷地面積 3,444㎡	収容台数 114台	

別添

尾道市因島アメニティプール

指定管理者仕様書

尾道市

尾道市因島アメニティプール指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、因島アメニティプール設置及び管理条例及び同施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (5) 魅力ある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- (6) 個人情報の保護を徹底する。
- (7) 管理運営費の削減に努め、効率的な経営を行うこと。
- (8) 公の施設として、利用者に安価で良質のサービスを提供すること。

3 法令等の遵守

因島アメニティプールの管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 因島アメニティプール設置及び管理条例（平成17年尾道市条例第250号）及び因島アメニティプール設置及び管理条例施行規則（平成17年規則第192号）
- (3) 尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第2号）及び尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第5号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) その他管理運営に適用される法令

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

4 業務内容

- (1) 利用の許可に関すること。

因島アメニティプール設置及び管理条例第9条各号に抵触した者、又は明らかに抵触すると認められる者に対しては、利用の許可をしないこと。

- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

施設及び設備並びに備品等が破損・消耗等した場合は、1件10万円未満の修繕・補給等は、予算の範囲内で指定管理者が負担すること。1件10万円以上の修繕費が見込まれる場合は、尾道市及び指定管理者との間で協議すること。

光熱水費・消耗品費・役務費・委託料等管理運営上必要となる全ての経費は、指定管理者の負担とする。

因島アメニティプールに属する施設、附属設備及び備品を善良な指定管理者の注意をもって管理し、指定管理業務処理のために使用するものとする。

(3) 自主事業の運営に関すること。

ア 自主事業計画書により実施すること。

イ 市民のニーズに係る有効な調査を実施し、事業の計画及び実施に反映されていること。

ウ 事業の対象者は、青少年や高齢者を考慮したものであること。

エ 料金設定が著しく高額とならないこと。

(4) 利用料金に関すること。

利用料金の額の設定（尾道市長の承認が必要）及び徴収に関する業務を行うこと。

(5) 施設賠償責任保険に加入すること。

ア 身体上の損害については、被害者1名につき金1億円以上、かつ、1事故につき2億円以上のこと。

イ 財物上の損害については、1事故につき2,000万円以上のこと。

(6) 利用者の安全の確保に関すること。

ア プール監視に当たる従業員（臨時職員を含む。）は雇用することとし、救急法及び水上安全法の研修を受講すること。なお、監視業務を第3者に業務委託する場合は、警備業の認定を受けた業者と契約しなければならない。

イ 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員を訓練すること。

また、緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員を訓練すること。

(7) 個人情報保護に関すること。

個人情報保護については、指定管理者は個人情報の保護に関する法律の適用を受け、罰則も適用されることを含め、個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底すること。

個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集すること。

指定管理業務に関して知り得た個人情報を目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。

個人情報の適正な維持管理に努め、個人情報保護のための対策及び万一これが漏えい等した場合の対策を講じること。

(8) 情報公開に関すること。

指定管理業務に関して保有する文書については、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）に準ずる措置を講じるよう努めること。

(9) 業務報告に関すること。

ア 毎月終了後、実績報告書を翌月の10日までに提出すること。

イ 年度終了後、5月30日までに次に掲げるものを提出すること。

- (ア) 事業報告書
 - (イ) 尾道市指定管理者モニタリングマニュアル(平成26年10月策定)に基づく施設管理運営事業評価票
 - ウ その他、尾道市が必要とする報告書を提出すること。
- (10) 管理運営のための体制の整備に関すること。
- ア 従業員の雇用等に関すること。
 - (ア) 統括責任者及び副責任者を各1名ずつ配置のこと。また、管理運営に係る全従業員(臨時職員を含む。)の勤務形態等については、労働基準法(昭和22年法律第49号)・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)・その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。
 - (イ) 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
 - イ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。
- (11) 減免対象者の利用に関すること。
- 因島アメニティプール設置及び管理条例第12条に規定する者が利用した場合には、利用料金を減免すること。なお、減免された利用料金については、これを精算しない。
- (12) その他管理運営に関し必要な業務
- 管理運営上必要となる関係法令の許可及び届出等については、遺漏がないよう実施をすること。また、許認可等を受ける事項については、事前に尾道市の承認を得て実施し、その結果を報告すること。
- 5 立入検査について
- 尾道市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営の実地について検査を行う。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否できないこととする。
- 6 備品・消耗品等の所有権
- 指定管理者に貸し付ける備品等については、尾道市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。
- 指定管理者が、自らが購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、尾道市に報告のこと。
- 7 協議
- 指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は尾道市と協議し決定すること。
- 8 業務を実施するに当たっての注意事項
- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
 - (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、尾道市と協議を行うこと。

協 定 書 （案）

1 施設名称	因島アメニティプール
2 施設場所	尾道市因島大浜町 5 7 番地
3 指定管理期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
4 業務の詳細	別紙「因島アメニティプール指定管理者仕様書」及び別表「因島アメニティプールリスク分担一覧表」のとおり
5 指定管理料	金 円（令和 9 年 4 月から令和 1 4 年 3 月までの総額） （上記金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ金額である。）
6 支払条件	令和 9 年度 年額 円 令和 1 0 年度 年額 円 令和 1 1 年度 年額 円 令和 1 2 年度 年額 円 令和 1 3 年度 年額 円 各年度において月額 円支払う。
7 保証金	指定管理料月額の 4 か月分に相当する額
8 違約金	1 日につき、指定管理料の 2, 0 0 0 分の 1 に相当する額
9 その他	

尾道市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。この協定書は、当該指定管理者に係る議案が、尾道市議会において可決されたときに有効となる。

協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名・押印をして、各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 尾道市
代表者 尾道市長 平 谷 祐 宏

乙

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、関係諸法令、因島アメニティプール設置及び管理条例（平成17年尾道市条例第250号）、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年尾道市条例第2号。以下「手続条例」という。）、この協定書、この協定書に附属する仕様書、募集要項、質疑回答書及び指定申請書（以下、協定書から指定申請書までを総称して「協定書等」という。）に定めるところにより、それぞれの役割を誠実に果たすものとする。
- 2 甲は、当該施設の管理運営（以下「管理運営」という。）に必要な情報、資料等を乙に提供し、合理的な範囲で乙に協力する。
- 3 乙は、当該施設の設置目的を理解し、指定管理者として公共業務の一部を執行する者として重大な責任があることを認識し、公平公正で、サービスの向上に努めるとともに、効率的な管理運営を行う責めを負う。
- 4 協定書等の文書間で、矛盾、そごがある場合は、第1項に記述する順にその解釈が優先するものとする。
- 5 協定書等に関する請求、通知、報告、申出、承諾、合意、同意、変更、取消し及び停止（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。口頭による請求等は、軽微な事項又は緊急やむを得ない場合を除き、無効とする。
- 6 協定書等の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別に定めた場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 協定書等における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 協定書等の締結に要する費用は、乙の負担とする。変更協定等の場合も同様とする。
- 9 協定書等における書面の各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、協定書等の条項の解釈に影響を与えないものとする。
- 10 別に定めた場合を除き、協定書等に定める金額について、算出の結果、円未満の端数が生じる場合は、全て切り捨てるものとする。
- 11 協定書等に定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。
- 12 協定書等に係る訴訟については、行政事件に関する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に従い、民事事件に関する場合は、広島地方裁判所をもって、第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 13 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、協定書等に基づくすべての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った協定書等に基づく全ての行為は、当該企業体全ての構成員に対して行ったものとみなし、乙は、甲に対して行う協定書等に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(目的)

第2条 この協定書は、管理運営を乙が行うに当たり、法及びその他関係諸法令、因島アメニティプール設置及び管理条例及び同条例施行規則、並びに手続条例及び同条例施行規則に定めるもののほか、適正な管理運営を確保する上で必要な事項を定めるものである。

(準備行為)

第3条 この協定書が有効となる前に、甲又は乙が、自らの責任において協定書等に規定する管理運営のための準備行為をすることは、何ら支障ないものであるが、当該指定管理者の指定議案が否決された場合に相手方に損害等を請求することはできない。

(事業報告書の作成及び提出、完了等検査)

第4条 乙は、手続条例第8条の規定に基づき、年度終了ごとに事業報告書を甲に提出しなければならない。指定管理期間が満了し、第8条から第10条までの規定により指定管理が終了し、又は取り消されたときも同様とする。

2 甲は、前項により乙から事業報告書を受領したときは、遅滞なく完了等検査を実施するものとする。

3 前項の完了等検査に合格しなかったときは、甲は、乙に手直し、やり直し又は改善等（以下「手直し等」という。）を命ずる。乙は、速やかにこれに従い、手直し等の終了を甲に通知し、再度完了等検査を受けなければならない。

4 完了等検査に要する費用は、乙の負担とする。

(業務報告の聴取等)

第5条 甲は、手続条例第9条の規定に基づき、甲が必要と認めるときは、指定管理期間の全期間において、実地に調査し、又は報告書の提出を求める（以下「調査等」という。）ことができる。

2 甲は、前項の調査等により乙の管理運営に不備等があると認めたときは、手直し等を命ずることができる。

3 手直し等に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、調査等に立ち会うものとし、立ち会わないときは、調査等の結果について、異議を申し立てることができない。

(実績報告及び確認)

第6条 乙は、毎月終了後、仕様書に定める事項を実績報告書として、仕様書に定める日（当該指定日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に該当する場合は、その翌日）までに、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項により乙から実績報告書を受領したときは、その内容を10日以内（実績報告書を受領した日の翌日を第1日と算入する。次条第2項について同じ。）に確認をしなければならない。

(指定管理料の請求及び支払)

第7条 乙は、前条第2項の確認に合格した後に、頭書に定める当該月の指定管理料を請求することができる。

- 2 甲は、前項により乙から請求書を受領したときは、30日以内に支払わなければならない。

(指定管理者の指定の取消等)

第8条 甲は、手続条例第11条の規定に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止（以下「指定取消等」という。）を命ずることができる。

- (1) 乙が、協定書等に定める債務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき（次条及び第9条による場合を除く。）。
- (2) 乙又はその代理人その他乙の使用人等が、第3条の完了等検査又は第4条の調査等の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為があると甲が認めたとき。
- (3) 乙が、第14条又は第15条に違反したと甲が認めたとき。
- (4) 乙が、協定書等に違反し、指定管理者として不適当と甲が認めたとき。
- (5) 乙について手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払停止事由が発生したとき。
- (6) 乙が、差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき。
- (7) 乙に係る破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申立てがなされたとき。
- (8) 乙が、当該施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分等を受けたとき。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が、乙の経営等に関与していることが発覚したとき。

- 2 甲は、前項により指定管理者の指定取消等を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に従う。

(不可抗力による指定管理の終了)

第9条 不可抗力により、当該施設が損壊等し、甲又は乙の債務の履行が不可能となったときは、不可能となった時をもって、指定管理は終了する。

- 2 前項により指定管理が終了したときの指定管理料は、月額指定管理料を日割り計算により精算し、甲乙双方とも相手方に損害賠償等を請求することはできない。

(緊急事態における指定管理の取消等)

第10条 甲は、天災地変等の発生により、当該施設を地域住民の避難場所又は援助物資の保管倉庫に使用するなど、緊急に必要なときは、乙に対して業務の変更等について協力要請することとし、乙は、誠実に協力要請に応じることとする。

- 2 甲は、前項による協議が成立しなかったときは、指定取消等を命ずることができる。

- 3 甲は、前項により指定取消等した場合は、当該乙の損害を補償（当該月の委託

料は日割り計算し、遺失利益を補償する。)しなければならない。

(指定管理者の指定取消等による甲の違約金及び損害賠償金請求権)

第11条 甲は、乙が第8条第1項各号に該当し、乙の指定管理者の指定を取り消した場合において、甲に損害が発生した場合は、乙にその損害額を請求することができる。

(管理運営の未実施による指定管理料の減額及び甲の違約金請求権)

第12条 甲は、乙が正当な理由がなく、管理運営を実施しないときは(第8条第1項各号に該当し、管理運営の全部又は一部を停止されたときを含む。次項において同じ。)、当該月の指定管理料を日割り計算の方法により減額する。

2 甲は、乙が正当な理由がなく、管理運営を実施しないときは、違約金を徴収するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由又は天災地変等誰の責めでもない理由の場合は、この限りでない。

3 前2項の日数の算出については、管理運営を実施しなかった期間の間に当該施設の休館日等が含まれている場合は、休館日等も1日として算入するものとし、管理運営を実施しなかった期間が1日に満たない場合には、4時間以内は半日と計算し、4時間を超える場合は1日とする。

(原状回復義務及び引継義務)

第13条 乙は、指定管理期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消された場合は、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 乙は、指定管理期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消された場合は、管理運営の甲又は次期指定管理者への引継ぎについて、協力しなければならない。

3 原状回復及び引継ぎに要する費用は、全て乙の負担とする。

(保証金の返還)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当し、第4条による完了等検査に合格(第4号の場合を除く。)した後、保証金の返還請求をすることができる。

(1) 指定管理期間が満了した場合

(2) 第9条により指定管理が終了した場合

(3) 第10条により指定管理者の指定が取り消された場合

(4) 尾道市議会が、当該指定管理者の指定議案を否決した場合

2 甲は、前項により乙から保証金請求書を受領したときは、30日以内に支払わなければならない。

(損害賠償及びリスク分担)

第15条 管理運営について生じた乙の損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、管理運営に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由又は天災地変等誰の責めでもない理由の場合は、この限りでない。

3 管理運営に係る甲及び乙のリスク分担は、別表に定めるとおりとする。

(物品の管理)

第15条の2 乙が甲から支払われる指定管理料で購入した物品は、甲の所有に属するものとし、当該物品が尾道市物品会計規則(昭和41年尾道市規則第23号)に定める備品(以下「備品」という。)に該当するときは、乙はその取得について、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、甲が所有する物品(以下「市有物品」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、市有物品について、甲の承諾を得ないで他の用途に供し、その現状を変更し、又は転貸してはならない。

4 乙は、甲の所有に属する備品に関する帳簿を作成し、甲の備品と乙の物品の区別を明確にして管理しなければならない。

5 乙は、市有物品について、修繕を要するもの又は本来の用途に供することができないと認められるものが生じたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、管理運営上知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理期間が満了し、指定取消等又は終了した後も同様とする(以下この条及び次条において同じ。)

2 乙は、管理運営上やむを得ず、第三者(第21条により下請け又は再委任された者を含む。)に甲の秘密を提供するときは、事前に甲に届け出て承認を得なければならない。

3 乙は、甲の秘密をむやみに複写等してはならない。

4 乙は、甲の秘密等が漏えい、盗難等された場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

5 乙は、乙の従事者に対し、甲の秘密の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。第2項の規定により第三者に甲の秘密等を提供するときも同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、管理運営を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、管理運営を行うため個人情報を電子データにより取り扱うに当たっては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(情報公開)

第18条 乙は、当該施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、尾道市情報公開条例(平成12年尾道市条例第8号)に準じて、これに応ずるよう努めなければならない。

2 乙は、管理運営のため作成した文書を、指定管理期間が満了し、指定取消等又は終了した後10年間保管しなければならない。

3 乙は、甲に対し、尾道市情報公開条例に基づき、当該施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。

(相殺)

第19条 乙は、協定書等に関して違約金、損害金、その他甲に対する金銭債務が発生した場合、乙が甲に対して有する金銭債権との間で相殺されることを予め承認する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 乙は、協定書等によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負等の制限)

第21条 乙は、管理運営の全部又はその主たる業務を第三者に下請負させ、又は再委任することはできない。

2 乙は、管理運営の主たる業務を除く業務を第三者に下請負させ、又は再委任する場合は、予め書面により甲の承諾を得なければならない。

(法令の変更に伴う指定管理料の変更)

第22条 関係法令等の改正により、管理運営に追加費用が発生し、又は減額した場合は、指定管理料の変更について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 税法(消費税及び地方消費税を除く。)又は社会保険料等の変更の場合 指定管理料は、変更しない。

(2) 消費税及び地方消費税の税率の変更の場合 指定管理料(消費税等に該当する金額)を変更する。

(3) 税法又は社会保険料等以外の法令の変更の場合 甲乙協議の上指定管理料を変更することができる。

(経済状況等の変動に伴う指定管理料の変更)

第23条 経済状況等が著しく変化した場合は、甲乙協議の上、指定管理料を変更することができる。

2 前項の経済状況等が著しく変化した場合とは、協定締結日を基準日として、総務省統計局発表の消費者物価指数(広島)又は厚生労働省広島労働局発表の最低賃金が20%以上変動した場合とする。

3 天災地変等誰の責めでもない理由により、管理運営に追加費用が発生し、又は減額した場合には、甲乙協議の上、指定管理料を変更することができる。

(指定管理料の変更に伴う違約金の変更)

第24条 前2条により、指定管理料を変更した場合の保証金、違約金は、変更後の指定管理料が3割以上変更した場合はこれに連動するものとし、3割未満の場合は変更しないこととする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、

個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、管理運営に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、指定が取り消され、又は指定管理が終了した後においても同様とする。

（取得の制限）

第3条 乙は、管理運営を行うために個人情報を取得するときは、当該管理運営の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、管理運営に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5条 乙は、管理運営に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6条 乙は、管理運営に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7条 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの協定に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8条 乙は、甲の承諾があるときを除き、管理運営を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第9条 乙は、甲の書面による承諾を得て管理運営の一部を第三者に委託（2以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第10条 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11条 乙は、再委託等をする場合には、再委託する管理運営における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 乙は、管理運営を行うために甲から提供を受け、又は自らが取得した個人情報記録された資料等について、指定管理者の指定期間が満了し、指定が取り消され、若しくは指定管理が終了した後に、甲の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14条 乙は、管理運営に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。指定管理者の指定期間が満了し、指定が取り消され、又は指定管理が終了した後においても同様とする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第2条 乙は、管理運営に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく管理運営の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。なお、指定管理者の指定期間が満了し、指定が取り消され、若しくは指定管理が終了した後においても同様とする。

2 乙は、管理運営に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、管理運営に当たって、甲又は甲の関係者から提供された資料及び情報資産(データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等をいう。以下同じ。)について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し(電子メールの送信を含む。)、又は管理運営の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を

行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

- 4 乙は、この協定に際して、管理運営において取り扱う電子データの保存先等を届け出なければならない。内容に変更が生じた場合も、同様とする。

(従事者への教育)

第3条 乙は、管理運営に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第4条 乙は、甲の書面による承諾を得て管理運営の一部を第三者に委託（2以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第5条 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第6条 乙が管理運営のために、甲から提供を受けた資料及び情報資産は、指定管理者の指定期間が満了し、指定が取り消され、若しくは指定管理が終了した後、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料及び情報資産について、甲の承認を得て再委託等の相手方に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

- 2 乙は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

- 3 乙は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、管理運営で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立入検査)

第9条 甲は、この特記事項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対

して立入検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者又は第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第10条 甲は、この協定に係る管理運営に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第11条 甲は、乙の管理運営に当たって、前各条に定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

別表

因島アメニティブールリスク分担一覧表

分 類	概 要	甲	乙
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可等の変更等に係るリスク	○	
政治リスク	首長の交代、政治方針の転換、市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更、コスト増大リスク	○	
	市議会により指定管理者指定議案が否決された場合のリスク		○
	管理運営期間中の市議会による予算執行停止等のリスク	○	
物価変動リスク	急激なインフレ・デフレに伴うコスト増減リスク	○	
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等のリスク		○
不可抗力	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない理由によるリスク	○	
自主事業リスク	自主事業の運営に関するリスク		○
管理運営計画リスク	管理運営の実施計画の不備（入場者見積りの誤り、管理運営コスト見積りの誤り等）等に関するリスク		○
施設構造リスク	施設構造に起因するリスク	○	注 1
許認可等取得リスク	管理運営に必要とされる許認可等を取得するリスク	注 2	○

注 1：乙が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合は、乙のリスクとする。

注 2：許認可等の取得につき、甲の協力を要する場合には、甲は合理的な範囲内でこれに協力する。